

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和5年5月11日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 3 号

訴えの提起について

県営住宅の延滞家賃の支払請求について、次のように訴え（和解を含む。）を提起することとする。

令和5年4月17日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 個人（1人）

2 事件名 県営住宅使用料請求事件

3 事件の内容

被告は、県営住宅の家賃を延滞しているため、当該延滞家賃の支払いを求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、延滞家賃を支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。